

浦安市バスケットボール協会規約

施行 平成 7年 9月 2日

第1章 名称および事務所

(名 称)

第1条 この協会は、浦安市バスケットボール協会という。

(事務所)

第2条 この協会は、事務所を千葉県浦安市富士見会長宅におく。

第2章 目的および事業

(目 的)

第3条 この協会は、アマチュア・スポーツ団体であって、バスケットボールの正しい普及、振興をはかり、バスケットボールを通じて市民の体力向上と心身の健全な発達に寄与する。

(事 業)

第4条 この協会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1) バスケットボールに関し、バスケットボール協会その他の関係機関と協力し、浦安市市民の体力向上と健全なスポーツ精神のかん養をはかるための事業ならびにこの目的に沿う団体への援助。
- 2) バスケットボールリーグ戦、講習会などの実施を通じ、社会体育の一環として広く市民に対しバスケットボールの普及をはかるとともに、審判員の養成を行う。
- 3) その他この協会の目的を達成するために必要な事業。

第3章 加盟団体

(資 格)

第5条 この協会の加盟団体は、この協会の目的に賛同し正しく結成された市内のバスケットボール団体とする。

(加 盟)

第6条 加盟の申請があったときは、理事会の議決を経て加盟が承認される。

(脱退および除名)

第7条 加盟団体が脱退しようとするときは、理事会の議決を経て脱退または除名することができる。

(会 費)

第8条 この協会の加盟団体は、毎年所定の会費を納入しなければならない。

第4章 役員および職務

(役員)

- 第9条 この協会に次の役員をおく。
理事、若干名（理事のうち会長1名、副会長2名以内、会計2名以内、理事若干名とする。）
監事2名

(役員の専任と職務)

- 第10条
1. 理事および監事は、代表委員会において選出する。
 2. 会長、副会長は理事の互選によって定める。
 3. 会長は、この協会を代表し、業務を統轄する。
 4. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、または欠けたとき、あらかじめ指名された副会長がその職務を代行する。
 5. 理事は、会長および副会長を補佐し、理事会の議決にもとづいて日常の事務を掌理する。
 6. 理事および監事は、相互に兼ねることができない。
 7. 理事は理事会を構成し、この協会の業務を議決し執行する。

(監事)

- 第11条 監事は代表委員会において選出し、会長が委嘱する。

(役員の任期)

- 第12条
1. この協会の役員の任期は2年とし、再任をさまたげない。
 2. 補欠または増員により選任された役員の任期は、前任者または現任者の残任期間とする。
 3. 役員はその任期満了後も後任者が就任するまでは、なお職務を行うものとする。

第5章 会議

(会議の種類および構成)

- 第13条 この協会のに会議は、代表委員会および理事会とする。

(代表委員会)

- 第14条 本協会の加盟団体の代表を以て、年1回以上開催し予算および決算等重要事項を議決する。

(理事会)

- 第15条 理事会は、規約第9条の理事および臨時、補欠の理事を以て会長が必要と認めた時、開催する。

第6章 各種委員会

- 第16条 1. この協会に事業遂行上必要と認めた場合、各種委員会をおくことができる。
2. 委員会を構成する委員および委員会の構成、運用方針については、理事会の議決を経て別に定める。

第7章 規約の変更

(規約の変更)

- 第17条 この規約は、理事会において理事の現在数の3分の2以上の同意を得なければ変更することができない。

第8章 会計

(会の経理)

- 第18条 この協会の会計は次に掲げるもので支弁する。
- 1) 会費
 - 2) 補助金
 - 3) 事業収入
 - 4) 寄付金その他の収入

(会費)

- 第19条 この協会の会費は別に定める。

(会計年度)

- 第20条 この協会の会費年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(決算)

- 第21条 この協会の決算は会計年度終了後に監査を受け、理事会を経て、代表委員会に報告し承認を受けなければならない。

第9章 補則

(細則)

- 第22条 この規約についての細則は、理事会の議決を経て別に定める。
平成8年11月22日改正